

笹田トヨ子 6月議会報告
(その3 住基カード)

住基ネットの今後は皆さんがきめる

住基ネットの第2次稼働として8月より住基カードの発行が始まります。それに伴い大垣市は、独自利用として「大垣市住民基本台帳カード利用条例案」を6月議会に提出しました。私は、人間の尊厳とプライバシーの権利を守る立場から、強制的に番号をつける住基ネットのシステムそのものに反対です。

そして今回の大垣市の住基カード利用条例案に対しても、一般質問の中でその問題性について明らかにし、反対しました。理由は、

住民にとって住基カードのメリットは何もありません。「カードで住民票や印鑑登録証明書が発行される」「身分証明書かわりになる」と説明されますが、カード化しなければならない必然性は何もありません。

住基カードの作成費用として1つ約1500円かかり、内個人負担は500円、残り約1000円を税金で賄われます。害あって利なしのカード発行に税金が使われることは許せません。今年度は、1000人分のカード発行を予定しており、費用は126万円と発行機器リース料などで

116万円、合計242万円が予算化されています。これが隣の韓国のように住基カードが義務化されますと、18歳以上すべての人にカードが発行され、税負担も莫大なものになります。(裏面参照「韓国の住民登録カード制度」)

共産党以外すべての会派が賛成し成立

この条例案は総務委員会に付託され、審議されました。その中で「利用目的」(第2条)の項で、「その他の証明書」の部分に対して質問が出され、市の意向として「その他の証明書」の中には「納税証明書」など15項目が検討されているようです。しかし、各委員からは、条例案そのものには反対せず、原案通り決まりました。(総務委員会：自民ク4名、民主ク1名、公明党1名、大垣市をよくする会1名)

そして、最終日の本会議で共産党の笹田トヨ子以外すべての議員が賛成し、「大垣市住民基本台帳カード利用条例」は成立しました。

イラクへの派兵反対

個人情報保護は大丈夫か？

大垣市は住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱が作られています。そして、「個人情報保護が適切に行われていないと認めるときは関係機関と協議のうえ、住基ネットの切り離しなど必要な措置を講じ・・・」となっています。問題は、庁内だけの体制で第三者機関が関与していないことです。そこで「要綱ではなく第三者機関が関わる条例が必要ではないか」と要求しました。答弁は、「今後の検討課題にしたい」ということで、注目したいと思います。

住基ネットの今後は皆さんがきめる

住基ネットは稼働を始めましたが、今のところ、住基カードは義務化されていませんので、安易に住基カードの利用にはのらないようにしましょう。

Q . 韓国ではすでに住民登録番号や住民登録カードの制度が実施されていると聞きますが

韓国では、朴正熙時代の1962年に住民登録法が施行され、1968年から住民個人に固有の住民登録番号（最初は12桁で1975年以降は13桁）をつけ、住民登録カードを発行する制度が実施されています。そのルーツは日本の植民地支配下での住民管理手法にさかのぼり、背景には北朝鮮との緊張関係があるといわれています。

この住民登録番号は住民登録、運転免許、国民年金、健康保険、国税、地方税、金融、インターネット、大部分の契約関係などで個人識別番号として使用されており、銀行に預金したり、ホテルに宿泊したり、レンタルビデオを借りる際などにも番号を記載します。行政機関の個人データベースはほとんどこの住民登録番号が使用され、銀行口座開設時にもこの番号が必要とされ、金融電算網でのキーとして使用されてもいます。

韓国政府はこの制度の目的を、住民の居

住移動実態を把握して行政の能率的処理を行うこと、住民の人的事項を統合管理して人的資源の効率的な管理を行うこと、不純分子、犯法者等の索出により社会の安定秩序の維持に資することの3点にあると説明しています。類似の制度を導入しながら、本音を隠し、目的を国民の利便性などにすりかえる日本の政府の説明よりは正直だといえましょう。

韓国では、1991年から住民登録制度が電算化され、1997年に、住民登録カードをICカードにして、住民登録証、運転免許証、健康保険証、国民年金証、印鑑、住民登録謄本及び抄本など、合計7個の証明を収録する法改正がなされました。しかし、このようなカードを発給する為には各機関で保有している電算情報を住民カード発給センターに統合するようになることに伴い、市民団体などから情報統合に伴う個人のプライバシーの侵害、国家権力による電子的国民統制、人間バーコード化などの批判、論難が沸き起こり、これにより1998年再度の法改正によりICチップ付きの電子住民カードの構想は

一時断念されました。

それでもなお政府部内やIT産業には電子住民カード導入への根強い意欲があり、日本の2003年8月のICカード発行の成否を参考に、韓国でも再度住民登録カードの電子カード化を進めたいと語る政府高官もあり、事態は流動的といえましょう。

「日本弁護士連合会ホームページ

住基ネットQ & A」より抜粋

住基カードとは

住基カードは超小型のコンピュータを内蔵しているカードで、利用履歴が記録されるようになっており、その履歴は半永久的に保存されます。

500円出せば市町村で交付を受けることができますが、転出の際には、氏名、生年月日、住基コード、パスワード、利用履歴といった情報が入ったままのカードを返却しなければなりません。